

公益社団法人 京都府不動産鑑定士協会
理事及び監事に対する報酬等の支給の基準

第1条 定款第32条に定めるとおり、会員である理事及び監事は、無報酬とする。

第2条 会員外の監事の報酬は年額100,000円とする。

第3条 前条で定める会員外の監事の報酬の改定は、総会の議決をもってこれを行う。